

琉球国から沖縄県へ（琉球処分）：世替わりの諸相

2012-09-22 作成

1：琉球処分と琉球救国運動		2：旧慣温存の県政と新旧諸階層	
	頁		頁
1-①琉球の主権（帰属問題）論争	1	2-①県政機構の確立と県治方針	6
1-②廃琉置県処分の諸相	2	2-②旧慣温存方針の再確認過程	8
1-③日清両国の琉球分割交渉	4	2-③寄留商人と琉球士族層	9
1-④琉球救国（分割阻止）運動	5	2-④勸業・教育政策の展開と地方役人層	10
		2-⑤旧慣の弊害と一般農民層の動向	11

参考文献：[琉球・沖縄歴史再考◇ 第1部 近世編](#) [琉球・沖縄歴史再考◇ 第2部 近代編](#)

これらの文献は詳しく解説されており、読みやすい。第二部の琉球処分は西村喜行氏の記述による。

1：琉球処分と琉球救国運動

① 琉球の主権（帰属問題）論争●

[アヘン戦争](#)を契機に東アジアの国際秩序は再編成の過程にはいり、清国を中心とする伝統的な**冊封**（さっぽう）進貢体制と欧米列強の主導する**万国公法**的秩序が衝突するようになった。新旧の国際秩序の狭間にあった琉球王国は、国際秩序の再編成過程の激動に翻弄されはじめ、伝統的な「日清両属」の立場をゆさぶられる事態に直面した。英・仏・米などの艦隊が日本開国のための前線基地として、琉球の占領・植民地化の意図を秘めつつ来航したからである。この時期に、琉球の地政学的位置が国際的に注目されるようになり、琉球の主権（帰属）をめぐる国際的干渉、すなわち「広義の琉球処分」がはじまったのである。

十九世紀の一八五〇年代、琉球王国は米・仏・蘭各国との条約締結によって、東アジアの一独立国として認知され、当面英・米・仏などの植民地化の危機を回避することができたものの、六〇年代にはあいつぐ異国船の来航や文替わり（鉄銭と銅銭のレート変動）などによって深刻な経済・財政危機におちいり、七〇年代にはいると、従来の日清両国との両属関係を維持することさえ困難な情勢となった。明治新政府が国境画定に着手したからである。

明治新政府の内部では、一八七〇年代の初頭に琉球王国の位置付けをめぐる、さまざまな論議が展開された。従来の日清両属的な位置を改変し「皇国（日本）の規模」を拡張したいとの観点から、琉球当局を説得して版籍奉還に同意させるべきだと主張する大蔵大輔（たいふ）井上馨の建議、日清連合を志向する観点から、この際琉球王国を明確に日清両属の国とみなし、琉球人を日本人と区別すべきだとする左院や大隈重信らの見解、対清外交上・国際公法上の観点から、清国と交渉し琉球の日本専属を認めさせるべしとする陸軍大輔山県有朋やフランス人顧問ボアソナードらの建議、さらに琉球国王の「尚泰（しょうたい）ヲ藩王ニ封シ、華族ニ列シ、其ノ外交ヲ遏（とどめ）」するという外務卿副島種臣（そえじまたねおき）の「琉球＝日本専属」論に立脚した尚泰冊封の提案などである。

明治政府は副島外務卿の提案を採用し、明治五（一八七二）年九月十四日、一方的に琉球王国を琉球藩とし、国王を藩王と称して尚泰に冊封詔書を交付した。琉球建藩・尚泰冊封の措置が、琉球併合へむけて用意周到に案出された第一の布石であることを、琉球当局は事前に察知していたが、明

治政府の救済によって財政破綻を回避したばかりであったため、冊封回避の有効な対応策を講ずる余地はなかった。

国王尚泰の代理として上京した伊江王子（いえおうじ：摂政）・宣湾親方（ぎのわんうゑーかた：三司官）らは、冊封詔書の受領と引替えに、薩摩藩の賦課した重税の軽減と慶長年間（一五九六～一六一五）に奪取された道の島（奄美大島など）の返還を要請し、副島外務卿から善処する旨の回答を得て、意気揚々と帰任した。翌明治六年（一八七三）年に副島外務卿と会見した琉球使節の与那原良傑（よなばるりょうけつ：唐名は馬兼才）も、琉球の「国体政体永久に替わらず」との言質を得て帰任し、琉球の人心を安堵させた。しかし、明治政府は空約束によって琉球当局をコントロールしながら、琉球併合のための第二の布石を準備していた。

尚泰冊封の一年前（明治四（一八七一）年八月）に、日清両国は領土不可侵などを約束した日清修好条規に調印、明治六年に至って批准書を交換し対等な外交関係を樹立したものの、他方でこの間に、明治政府は台湾東南部に漂着して殺害された琉球人の仇を討つと称し、台湾東南部を国際法上の無主地とみなして秘かに台湾出兵を計画していたのである。明治政府の台湾出兵計画に対して、琉球当局は再三反対の意思を表明し、欧米諸国も非協力的な態度を明示した。しかし、翌明治七（一八七四）年、西郷従道（つぐみち）に率いられた三六〇〇人の日本軍は、清国へ通報することなく独断で台湾東南部へ遠征し占領した。清国当局はただちに日清修好条規違反の背信行為として日本外務省に抗議文を提出した。

日本軍の台湾出兵を契機に、日本と清国は開戦の危機に直面した。北京における日清談判は難航したが、最終的には駐清イギリス公使ウェードの調停によって北京議定書（日清互換條款）が締結され、清国側の「撫恤金（ぶじゅつぎん）」など五〇万円の支払いを条件に日本軍は撤兵、開戦の危機はひとまず回避された。明治政府は出兵計画の当初から「台湾処分後に」琉球処分を予定し、談判中は琉球の所属論争を回避したが、北京議定書のなかに台湾出兵を「保民の義挙」、遭難の琉球人や小田県人を「日本国属民等」と明記させ、間接的に「琉球＝日本専属」論の論拠を獲得するに至ったのである。

② 廢琉置県処分の諸相●

明治八（一八七五）年七月十日、明治政府の命により琉球へのりこんだ松田道之（内務大丞）は、北京議定書を論拠として琉球藩を日本専属と言明し、琉球当局に対して清国との通交関係（進貢・冊封）の停止を要求した。琉球当局は日清両国を「父母の国」と称して「両属」の立場に固執し、清国に対する国際的信義を強調して、松田と論争を繰り返すとともに、通交停止命令の撤回を要請した。「日清両属」に固執する琉球当局と「日本専属」を強要して「両属」を否定する松田との論争は二カ月にわたったが、決着するには至らなかった。

この間、琉球社会の内部では、清国との通交を絶ち日本の専属国となるか、従来どおり「日清両属」の国是を死守するか、二つの選択肢をめぐって論議が沸騰したが、いずれの選択肢も琉球国存続のための戦術として提起されていた。日本専属を容認する少数派の主張は「日清両属」に固執する主流派の大義名分論に圧倒され、琉球当局もただちに明治政府の命令を遵奉するわけにはいかず、東京の政府当局へ直接陳情したいと松田に要望した。

松田はひとまず要望をうけいれ、同年九月、琉球側陳情団を伴って帰任した。池城親方（いけぐすくうえーかた：三司官、唐名は毛有斐）らの陳情団は着京後ただちに行動を開始し、以後三年間東京で琉球救国運動を展開、政府当局へ琉球存続の請願書を提出し続けたが、そのつど拒否された。その間に、池城は使命を果たせず悶死した。池城の命をうけて秘かに帰国した幸地朝常（こうちちようじょう：唐名は向徳宏）は、明治九（一八七六）年十二月蔡大鼎（さいだいてい）・林世功（りんせいこう）らを同伴して清国へ密航し、福建当局へ琉球国王尚泰名の密書を提出、進貢使（しんこうし）迎接のための接貢船派遣が日本側の干渉によって不可能となった事情を陳述して救援を要請した。

清国側も琉球の進貢停止問題を重視し始め、対応策として、何璟（かえい：閩浙総督）・丁日昌（ていにつしょう：福建巡撫）の国際会議招集案、何如璋（かじょしょう：初代駐日公使）の外交交渉と軍事的示威を併用した対日強硬策、李鴻章（北洋大臣）・総理衙門（がもん：外務省）の軍事的対決回避のための現状維持（進貢停止の一時的黙認）策などが提起されたものの、いずれも対日外交の基調（日清提携）を堅持しつつ、琉球問題を外交交渉によって処理する方針であった。

駐日公使の何如璋は明治十一（一八七八）年十月七日、正式に寺島宗則（外務卿）へ質問と抗議の書簡を提出し、そのなかで進貢停止命令を暗に「隣交に背き弱国を欺く」背信行為として非難した。寺島外務卿はこの書簡を「暴言」として逆用し、撤回しなければ交渉に応じないとの態度を堅持したので、日清交渉は停頓した。他方で、明治政府は琉球当局の懸命の請願や清国当局の抗議をいっさい無視して、五〇年代に締結された琉球の対外条約の継承、司法権の接收、熊本鎮台分遣隊の派遣など、琉球併合のための既成事実を着々と準備した。

この間、在日の陳情団は琉球の立場を日本国内の世論に訴えるとともに、駐日各国公使へも琉球救国請願書を提出し、明治政府の進貢停止命令を琉球の存亡にかかわる問題として国際世論に訴えた。琉球問題の国際化を恐れる明治政府は、在京の琉球人に退去を命ずるとともに、琉球併合過程を加速させるため松田道之（琉球処分官）を再度琉球へ派遣した。明治十二（一八七九）年一月二十六日、琉球陳情団とともに那覇へ到着した松田は、琉球当局へ再度対清関係停止命令の遵奉書を提出するよう命じた。しかし遵奉書は提出されず、松田は予定どおりただちに帰京した。最終的決着を急ぐ明治政府は、二月二日、松田に三度琉球への出張を命じた。命をうけて、松田は折り返し二月二十五日、一〇〇人余の内務官僚や警察官、数百人の熊本鎮台分遣隊を率いて那覇港に姿をあらわし、二月二十七日首里城にのりこんで琉球藩の廃止と沖縄県の設置を宣言した。四月四日、廃琉置県が内外に布告され、最後の国王尚泰とその一族郎党はまもなく東京へ連行された。五〇〇年にわたる琉球王国の歴史は、ここに名実ともに消滅したのである（琉球王国から琉球藩への改称を経て沖縄県の設置に至る措置を「廃琉置県処分」と称することにする）。

琉球社会の農民層のなかには、廃琉置県によって「積年圧制虐使」の「苦境」から救済されることを期待し、あるいは日本との経済関係の重要性を意識して「世替わり」を歓迎する者もあったが、大多数は清国の救援を期待しながらも、待ちくたびれて「日本命令の通り従順するより外にしかたなし」と諦める雰囲気支配した。首里・那覇の士族層や農村の地方役人層の主流は廃琉置県を認めず、血判誓約書に署名して隠然・公然の抵抗を続けたほか、渡清亡命して琉球復国を要請し続けた。

③ 日清両国の琉球分割交渉●

廃琉置県の報道に接して、清国政府は明治十二（一八七九）年五月十日および八月二十二日、北京駐在の日本公使宍戸璣（ししどたまき）へ書簡を送り、琉球は清国の属邦にして内政上の一自主国であるとともに、日清両属の国でもあるのに、日本が理由もなく一方的に廃滅したのは日清修好条規に違反すると指摘して、廃琉置県の撤回を要請しながらも、琉球問題によって日清国交を断絶するつもりはないことをも強調した。日本政府は返書のなかで、薩摩島津氏の琉球征服以来の日琉関係史を略説し、台湾出兵と北京議定書をも論拠にあげて廃琉置県を正当化するとともに、琉球を「属邦にして一自主国」とみなす清国側の主張を、[万国公法](#)に反すると論駁した。

琉球問題をめぐる論争は平行線をたどり、日清関係は緊張した。日清両国の内部には琉球の独立（進貢停止）を主張する議論もあったが、圧倒的な主戦論の論調にかき消された。おりしもアメリカの前大統領グラントが世界旅行の途中、日清両国を訪問することになり、両国の政府当局は琉球問題についてグラントの仲介を期待した。米日清三国の協調提携関係を切望していたグラントは、日清当局との会談で日清協調の戦略的意義を力説するとともに、琉球問題については琉球諸島の分割案を提示して平和的に解決するよう勧告した。

グラントの仲介を契機に、日清両国は直接交渉にふみだした。明治十二年十二月七日、明治政府の意向をうけた竹添進一郎は秘かに天津の李鴻章をたずね、琉球問題を平和的に解決するため妥協点を探し求めた。会談のなかで、竹添はロシアやドイツの琉球占領の危険性を強調して李鴻章に廃琉置県の容認をせまったが、李鴻章は廃琉置県を撤回しなければ日清の友好関係は不可能との姿勢をくずさなかった。李鴻章の強硬姿勢の背後には琉球人の救国請願運動があることを察知した竹添は、琉球問題で日清両国が衝突すれば第三国が漁父の利を得ることを力説し、日清提携の立場から李鴻章に再考を促した。李鴻章も日清協調方針と琉球救国実現の両立を模索し、水面下での竹添との接触を約束した。

竹添は一旦帰国して明治政府当局と協議し、明治十三（一八八〇）年三月、琉球問題の解決案をたずさえてふたたび天津の李鴻章をたずね、予備交渉を開始した。会談のなかで竹添は**琉球二分割案**と日清修好条規改定案をセットにした分島改約案を提示し、李鴻章はグラントの調停案であるかのごとくみせかけて**琉球三分割案**（琉球縮小復活案）を対置したため、予備交渉は不調におわったが、日清両国とも内外情勢にせまられて引きつづき正式交渉の可能性を模索した。

注記：**二分割案**とは、沖縄本島以北を日本国帰属、宮古・八重山諸島を清国帰属とする内容である。琉球二分割案は、日清修好条規（1871年）では認められてなかった清国国内における内地通商権、最恵国待遇を獲得（改約）するために、明治政府側から提案されたものであった。琉球二分割案は合意後に清国が態度を変え、調印を拒否したことによって流産となっている。**三分割案**は、清国の李鴻章から日本側へ提案されていた。北島（奄美諸島）は日本国帰属、中島（沖縄本島及び周辺離島）は琉球王国復活、南島（宮古・八重山諸島）は清国帰属という内容である。琉球三分割案は日本側に拒絶され、正式交渉の議題となることはなかった。

北京の総理衙門と日本公使館における正式交渉は、明治十三年八月十八日の第一回会談にはじまり、二カ月余にわたって八回もの会談が繰り返された。この間、日本側代表（宍戸璣・井上毅（こわし））

と清国側代表（恭親王奕訢（えききん）・沈桂芬（ちんけいふん）ら）はもはや琉球の所属論には固執せず、もっぱら自国の体面を保つことに腐心した。日本側全権の宍戸は第二回会談で正式に分島改約案を提出し、これ以外に互譲の弁法はないと強調して清国側の反応をうかがったが、第三回会談で清国側代表はほとんど抵抗することなく分島案をうけいれたものの、改約案については相互対等の原則に固執した。しかし、西北の「伊犁（いり）問題」をめぐる清国とロシアの緊張を巧みに利用した日本側の外交戦術に翻弄されて、清国側は日本側の要求を全面的にうけいれざるをえなくなり、明治十三年十月二十一日、日清両国代表はついに「琉球処分条約」（以下、「琉球分割条約」という）を妥結した。

条約の内容は沖縄島以北を日本領、先島（さきじま：宮古・八重山）を清国領とし、同時に日清修好条規を改訂して日本に清国内地通商権と最恵国待遇を認めるというもので、日本側にとっては琉球分割は国益（経済利権）獲得の代償にほかならなかったが、他方の清国側からすれば先島に琉球を存続させるためのやむをえない譲歩のつもりであった。日本側の思惑どおり条約妥結にこぎつけた宍戸は明日か明後日に調印したいと提案したものの、清国側は内奏の必要があるとして一〇日間の猶予を希望したので宍戸も同意し、同時に調印後三カ月以内に批准書を交換することを清国側に約束させた。正式交渉は妥結し、一〇日後の調印を待つばかりとなったのである。

④ 琉球救国（分割阻止）運動●

廃琉置県布告の前後から琉球分割条約妥結に至る歴史的転換期に、琉球＝沖縄の内外で琉球人の救国運動が展開された。清国の福州では、最後の進貢使の毛精長（国頭盛乗）や密使の向徳宏（幸地朝常）らが廃琉置県以前から琉球存亡の危機を福建当局へ訴えていた。

明治十二（一八七九）年五月、廃琉置県のニュースに接した向徳宏はみずから北上して天津へ至り、北洋大臣の李鴻章へ琉球救援を要請、寺島外務卿の「琉球＝日本専属」論を批判するレポートを提出して、李鴻章の対日外交を補佐した。向徳宏に続いて、福州から北上した毛精長・茶大鼎・林世功らは明治十二年十月、天津へ立ちよって向徳宏と救国運動の方法を協議したが、そのときアメリカの前大統領グラントと日本当局のあいだで琉球三分割案が検討されているとの情報に接した。天津経由で北京へはいった毛精長らは、その後一年にわたって総理衙門や礼部に琉球救国請願書を繰り返し提出し続けた。

この間、明治十三（一八八〇）年八月には日清両国の正式交渉が開始され、九月三日の第三回会談で清国側は日本側が提案した琉球二分割案をうけいれた。この情報に接した毛精長らは、琉球分割を亡国と同様にうけとめ、分割に断固反対する旨の請願書を総理衙門へ提出した。毛精長らの分割反対請願にもかかわらず、総理衙門は清国へ割譲予定の宮古・八重山に琉球王国を復活させる方針をかえず、明治十三年十月二十一日条約案を妥結して、一〇日後の調印を約束するに至ったのである。

琉球分割の危機に直面した清国内の琉球人たちは条約調印阻止に立ちあがった。天津滞在中の向徳宏は李鴻章に対して、琉球二分割を前提とした先島建国案に断固反対する決意を表明し、北京滞在中の林世功は総理衙門宛に決死の請願書を認（したた）め、明治十三年十一月二十日辰の刻（午前八時）に自決して果てた。向徳宏や林世功らの激しい意思表示は、琉球二分割条約を容認してきた李鴻章らの清国当局に衝撃をあたえた。李鴻章はついに条約調印延期・反対論者へ豹変した。これ

を契機に、清国政界では条約調印可否論争が展開され、明治十四（一八八一）年三月に至って、ついに条約調印の延期と再交渉を命ずる清国皇帝の上諭がくだされた。琉球分割はひとまず阻止されたのである。

しかし、日清両国は明治十四年三月以降も内外情勢にせまられて琉球二分割条約の修正・復活を試みた。清国当局の意向をうけた駐清ドイツ公使ブランツが、岩倉具視宛の書簡で日清再交渉を勧告したのを契機に、日本当局（井上馨・井上毅・伊藤博文ら）は香港総督ヘンネシーや駐清英国公使ウェードらを介して主導的に清国へ働きかけ、再交渉に応じる機会をさぐった。明治十四年十二月から翌年四月にかけて、井上外務卿の意向をうけた天津領事の竹添進一郎は李鴻章と会談を繰り返し、琉球分割条約の復活に全力をそそいだ。井上外務卿も尚泰を清国へ引き渡すことに同意する譲歩案を用意して、竹添に再交渉の妥結を促した。

この時期、新任の駐日公使黎庶昌（れいしょしょう）も琉球問題の解決に奔走し、馬兼才（与那原良傑）らの在日琉球人に対して、琉球全面返還は無理な情勢なので分割条約に若干修正を加えて南島に建国する案で決着したいとの意向を示している。この情報を入手した清国内の琉球人たちは、ただちに「新任駐日公使黎庶昌の琉球分島案に反対し、琉球国全土の回復のために尽力されたし」（琉球救国請願書集成）との請願書を総理衙門へ提出した。

他方、琉球内部の指導層も「清国公使の報知を聞き、僉議（せんぎ）して両島に建国すべからざるを知り、即ちに人を清国に遣はし必ず全島を取戻されんことを嘆願すべしと決定し」（琉球見聞録）、旧三司官の毛鳳来（もうほうらい：富川盛奎（とみがわせいけい））を請願代表に選出した。明治十五（一八八二）年三月、秘かに宮古・八重山経由で福州へ亡命した毛鳳来は、ただちに北上して北京へ到り、総理衙門や礼部へ琉球全面返還の請願書を提出した。おりしも竹添・李鴻章会談で琉球二分割条約の復活が協議されていた時期である。

分割条約復活のため対日妥協にむかいつつあった李鴻章に対して、毛鳳来らの請願を考慮せざるをえなかった総理衙門は対日強硬論を堅持し、李鴻章と竹添の再交渉・妥結を牽制し続けた。その結果、再度の琉球分割の試みは挫折したものの、その後も日清両国は激動する東アジアの国際情勢と国内事情にせまられ、朝鮮問題や越南問題とも連動させながら琉球問題の解決を模索し続けた。一八八〇年代後半の日清修好条規改訂交渉から九〇年代前半に至っても、琉球問題は日清外交の懸案事項として位置づけられ、日清戦争へ至る導火線の一つとなり続けたのである。

2：旧慣温存の県政と新旧諸階層

① 県政機構の確立と県治方針●

廃琉置県が布告されてから数力月のあいだ、旧琉球藩の首脳は新県政への協力を拒否し、清国の援助を待つ方針を堅持した。首里・那覇の士族層だけでなく地方農村の役人層も、旧琉球藩庁の「密諭」をうけて「日本の命を奉じ官禄を受くるものは、首をはねてゆるすことなし」（琉球見聞録）などの文言を記した誓約書を作成し、血判署名して県当局に抵抗した。宮古島では明治十二（一八七九）年七月、新設の警視派出所にやとわれた人物を、血判誓約書に違反し新県政に賛成したとして集団リンチで殺害する事件が発覚した（サンシー事件）。中城御殿（なかぐすくうどうん）を中心とする旧琉球藩の権力機構は置県後も従来どおり機能し、貢租収納も秘かに継続されていた。この情報を入手した県当局は警部数人を中城御殿へ急派し、貢租収納にかかわったとされる主要人物

をつぎつぎに逮捕・拷問した。拷問の苦しみにたえかねて泣きさけぶ声は連日遠くまで聞こえ、人びとを戦慄させた。

県当局の徹底的な弾圧に直面して、旧琉球藩首脳部は方針転換を余儀なくされた。明治十二年九月十四日、旧三司官の浦添（うらそえ）親方・富川親方らは捕縛された旧藩庁役人の釈放と引換えに県政への恭順を表明、ついで九月二十四日には沖縄県庁顧問官に就任した。ここに置県直後の二重権力状態はひとまず克服され、新県政の統治が機能しはじめたのである。

県政の基本方針については、廃琉置県の過程で明治十一（一八七八）年一月、松田処分官が「旧来の慣習」をできるだけすえおくこと、租税などの「旧規」について人民の希望があれば改正することを「県治の一大主義」として策定し、置県処分の直後に内外に明示した。さらに明治十二年六月、県当局からも「諸法度の儀、更に改正の布令に及ばざる分は、総て従前の通り」（沖縄県史二一卷）との布達がだされ、旧慣の土地・租税・地方制度をすべて継承する方針が確認された。県政発足時点で、明治政府＝県当局は旧慣温存の方針を「県治の一大主義」として公認したのである。

初代県令の鍋島直彬（なおよし）は明治十二年五月十八日に着任するや、明治政府の旧慣温存方針にしたがって旧来の諸制度を継承・掌握することに全力を傾注するとともに、他方では県政運営のためのあらたな統治機構の整備に着手した。

廃琉置県後、琉球士族層の抵抗の拡大に対応するために、警察組織の整備が緊急の課題であった。明治十二年七月、那覇に沖縄警察本署が設置されたほか、首里・那覇・久米島・宮古・八重山・羽地（はねじ）・東風平（こちんだ）・美里などにもつぎつぎと警察分署が配置された。翌年九月、県当局は巡査に戸口調査をさせるなど、警察機構に治安維持のほか行政補佐的役割をもになわせた。明治十五（一八八二）年四月には「警部・警部補巡視心得」を制定、巡視官をおいて民衆の日常生活を監視させた。囚人の増加に対応して、監獄の新築・拡充も急務とされ、同年六月小禄間切儀間村（おろくまぎりぎまそん：垣花（かきのはな））に、二万余円の建設費を投じた監獄が完成した。

行政機構の面では、明治十二年六月内務省出張所が廃止されて沖縄県庁に統合、翌年六月には、九行政区（那覇・首里・島尻・中頭（なかがみ）・国頭・伊平屋（いへや）・久米島・宮古・八重山）が設定され、新設の各役所には、役所長以下の職員が配置されて旧行政機構（間切・番所・蔵元）を監督することになった。沖縄県庁は鍋島県令が引率してきた三二人と、松田処分官に同行してきた官員のうち沖縄に残留した一七人によって構成され、明治十二年十月までには官員配置が完了した。県庁は首脳部から末端に至るまで長崎県出身者が多数を占め、沖縄人は四分の一に満たず、その割合は明治十三（一八八〇）年以降も減少することはあっても増加することはなかった。長崎県出身の官員が多数を占めたのは鍋島県令が旧鹿島藩の藩主で、明治政府内の大隈重信の支援を得ていたためである。大隈と松方正義の対立を背景とした政府内部の藩閥意識は沖縄県政へももちこまれ、人事問題をめぐる紛糾が琉球士族層の抵抗やコレラの蔓延などとともに、鍋島県政の悩みの種となった。

困難をかかえながらスタートした鍋島県政は、旧慣温存の方針のもとで諸制度の改革をさけながら、「勸学」と「勸業」を重点施策に掲げたものの、糖業奨励策などをめぐって鹿児島系寄留商人とも対立してゆきづまった。鍋島県令はわずか二年余の在任ののち、明治十四（一八八一）年四月、辞

職を余儀なくされる。

② 旧慣温存方針の再確認過程●

第二代県令に任命されたのは旧米沢藩主の上杉茂憲（もちのり）であった。上杉県令は旧家臣の池田成章（せいしょう）らを伴って明治十四（一八八一）年六月着任、同年十一月から翌年にかけて、県内の人心の動向と民衆の生活実態を掌握するために、県下全域を巡回視察した。巡回中いたるところで、貢租納入のために多額の負債をかかえ、あるいは身売りせざるをえない農民層の存在が確認された。

巡回視察をつうじて、「方今の急務は租税を緩（ゆる）めて民財を裕（ゆたか）にし、民財を裕にして教育を洽（あまね）くし、教育を洽くして帰化服従せしむるに在り」（過越し方の記）と確信した上杉県令は、税制改革（租税軽減）・教育の普及による県民の「帰化服従」を県政の目標に掲げ、名義不当な雑税の廃止、地方役人の削減など一連の改革をあいついで実施した。上杉県令の改革は最終的には旧慣の根幹（租税制度）にもおよび、明治政府の旧慣温存方針と抵触せざるをえなかった。抜本的改革志向の県当局と旧慣温存方針に固執する政府当局のあいだで、県政方針をめぐる攻防がはじまった。

明治十五（一八八二）年七月、県治調査のため来県した尾崎三良（さぶろう：参事院議官補）は二カ月余の視察調査に基づいて、上杉県政の改革志向をすどく批判した復命書を提出し、旧慣温存の必要性を強調した。同じころ、上京した上杉や池田も吏員改正案に続いて「巨額の寛減」を伴う租税改正案を提出し、旧慣温存方針の転換を要求した。ここに至って、政府当局は上杉県令更迭の意向を固め、同年十二月、県治監督のため岩村通俊（みちとし：会計検査院長）を沖縄県へ派遣した。

明治十六（一八八三）年一月に来県した岩村は「政府の許可（いんか）を経ずして旧慣を変更したるは職権を越へたるなり」（「過越し方の記」）と上杉県政の独断専行を批判し、県令解任を政府当局へ要請した。明治政府はただちに受理し、岩村に沖縄県令の兼任を命じた。上杉県令は改革途中で解任されたが、在任中に東京へ派遣した県費留学生（謝花昇（じゃはなのぼる）・太田朝敷（おおたちょうふ）・高嶺朝教）が一〇年後に新世代の改革者として登場する。

岩村県令は明治十六年四月から十二月までのわずか八カ月の在任期間中に、上杉県政の改革措置をつぎつぎに廃止し、旧慣を復活させた。と同時に、旧王尚泰一族（尚家）への私有財産認定、旧エリート層（有禄士族層）への金禄支給の継続などの優遇措置を実施した。他方で、一般農民層に対しては旧慣諸制度を押しつけた代償として、買上糖の価格を一〇〇斤三円二〇銭から四円へわずかに引き上げたただけであった。置県以来の明治政府の旧慣温存方針が再確認されたのである。

その背景にはつぎのような事情があった。第一に、上杉県政から岩村県政に至る期間、日清両国のあいだで琉球分割条約の復活交渉が展開され、琉球問題をめぐって日清両国の緊張が続いていたこと、第二に、旧指導層（士族・地方役人層）の利害を無視して旧慣改革への方針転換を断行すれば、琉球救国運動の基盤を拡大させる危険性があったこと、第三に、松方財政のもとで軍備拡張とインフレ収拾のための税収増を必要としていた明治政府にとって、沖縄県の税収減を想定した租税改革案を実施する余裕はなかったこと、などの事情である。以上のような内外事情にせまられて、岩村

県令は置県以来の旧慣温存方針を再確認し、後任者たちもその方針を踏襲した。

第四代県令の西村捨三は旧間切・村内法の成文化、県庁舎・知事官舎の新築・整備につとめるとともに、琉球士族層の救国運動の取締りに全力を傾注し、旧王家の権威を利用して救国運動を分裂させる方策を推進した。その一環として、まず明治十七（一八八四）年二月から四月のあいだに尚典（尚泰の長男）の帰郷・墓参が実現した。ついで同年八月から翌年二月にかけて尚泰が五年ぶりに帰郷し、西村県令らの歓迎をうけた。帰郷中、尚泰は琉球士族層に明治政府への恭順を説き、救国運動をいましめた。尚典・尚泰が救国運動を批判したことは複雑な波紋を拡げ、県当局の思惑どおり士族層の分裂を促進した。白党と称された一派は表向き恭順の態度を示し、主体性の回復をめざしてあらたな選択肢を模索する。他方、尚泰の警告を無視して救国運動を継続した一派は黒党とか頑固党と蔑称され、県当局の弾圧を受けながらも一定の影響力を保持し続けた。

③寄留商人と琉球士族層●

琉球＝沖縄社会の「世替わり」の先導役をになったのは、日本本上（ヤマト）からきた内地人（ヤマトウンチュ）、すなわち他府県出身の寄留人であった。寄留人のなかには県官吏・警察官・軍人・教師として赴任した者も含まれるが、その多くは経済活動に従事するために渡来した商人たちで、琉球＝沖縄社会では寄留商人とよばれた。その増加がめだつようになったのは一八八〇年代以後のことである。

一八八〇年代後半（明治二十年代）には寄留商人は約二〇〇〇人に達し、県内で「内地人の威張る有様は、丁度欧米人の日本に来て威張ると同じ釣合にて、利のある仕事は総て内地人の手に入り、引合はざる役廻りは常に土人に帰し、内地人は殿様にて土人は下僕たり」（琉球見聞雑記）という状況が現出した。

寄留商人は県当局の支援を受けながら、那覇に拠点をおいて商業・貿易・製造業をはじめ、金融・海運・開墾・鉱山開発などの分野に進出し、一八九〇年代前半までには県経済界の中枢部を掌握した。寄留商人のなかでも、中馬辰次郎・大坪岩次郎らの鹿児島系グループと、平尾喜八・児玉常七らの関西系グループが二大勢力を形成した。北九州系の古賀辰四郎も海産物商として財をなし、**尖閣諸島の開発**などに尽力した。寄留商人団をはじめとする内地人（ヤマトウンチュ）は、政治的にも新生沖縄県の日本国への完全併合をめざす併合派を形成し、琉球士族層の二グループ（開明派＝自治派、守旧派＝独立派）と対抗した。

「世替わり」が外来者＝寄留人によって主導され、政界・官界・教育界から経済界に至るまで、内地人（ヤマトウンチュ）に独占される形勢のなかで、尚家一族をはじめとする琉球士族層も、廃琉置県で失われた政治的・経済的影響力の復活をめざして活動した。尚家一族は二〇万円の公債証書や認定された膨大な私有財産を元手に、明治十六（一八八三）年貿易会社の丸一商店を設立、同十九（一八八六）年沖縄広運会社を創設したほか、一八九〇年代までには金融・開墾・鉱山開発・新開発行などの方面へも進出し、多角的な経営を展開して尚家財閥を形成するに至り、寄留商人と対抗しうる勢力に成長した。

旧慣温存方針によって優遇された尚家とその周辺のエリート層は、明治政府＝県当局に協力的な姿勢を示しはじめた。しかし、琉球士族層の九割を占める約七〇〇〇戸（三万余人）の無禄士族層は、

廃琉置県によって路頭に放りだされ、失業状態のままに放置された。「世替わり」の最大の犠牲者であった無禄士族層の一部は救国運動に希望を託し、密貿易をかねながら独立派の協力者として琉球と清国のあいだを往来した。首里・那覇の失業士族のなかには、なれない商売をはじめたり、入力車挽きや職業的な芝居役者として生計を立てる者もあらわれた。都市生活を諦めて農村へ移住する者も多く、移住士族は各地に屋取集落（やーどうい）を形成し、農民の土地を賃借したり、原野を開墾して農業経営に従事するようになった。

④勸業・教育政策の展開と地方役人層●

旧慣温存方針のもとでも、政府＝県当局は「教育・勸業ノ二件ハ旧慣ノ軌道ノミニ抛テ放任スヘカラスト為シ」（『沖縄県史』一三巻）、勸業と教育を県政の重点施策と位置づけた。

勸業の面では、まず第一に廃琉置県で失業した無禄士族を救済し、生計の手段を提供して支配体制へ取りこむために、若干の救済資金や授産資金を提供した。明治十五（一八八二）年失業士族一人に七万円の資金「下賜」、同十七（一八八四）年一七〇〇人余の無禄士族に一八カ年の分割払い方式で総計三〇万円の「下賜」、明治十八（一八八五）年二〇人の無禄士族に五八〇〇円余の資金貸与（久米島の大原開墾資金）、首里士族たちへ一万三七〇〇円余の資金貸与（織物工場の新築・創業）などである。しかし、救済の対象となった無禄士族はごく一部にかぎられていた。

第二に、地方農村を対象とした勸業政策については、生産力を維持・向上させ、国庫収入（貢租）を確保するという視点から、貢租（貢糖）確保のための糖業奨励策が最優先された。明治十三（一八八〇）年に「無利息年賦返納」の条件で糖業農民へ勸業費六万九八六七円余を貸し下げ、同十四（一八八一）年には農事試験場を設置して甘蔗（かんしゃ）の品種改良を試み、同十五年には鉄輪製糖車を導入し、白糖の製造を企画したほか、砂糖審査会を開催したり、産糖地域の拡大にも一定の努力がはらわれた。糖業の奨励は食料（甘藷（かんしょ））の生産を減少させるという矛盾におちいったが、政府＝県当局は飢饉用のソテツ植付けを奨励するだけで、明治二十一（一八八八）年に甘蔗作付け制限令を撤廃した。

勸業政策の第三の目的は、沖縄県を日本市場へ統合するための条件を整備することであった。政府＝県当局は交通・運輸網の整備や金融機関の創設のため、寄留商人への資金援助や便宜供与にふみきったほか、全国各地で開催された博覧会や共進会へ沖縄農民を参加させるために一定の資金援助を試みた。明治十三年大阪の綿糖共進会、同十四年東京上野の第二回内国勸業博覧会をはじめ、一八八〇年代に沖縄の農民代表が参加した博覧会や共進会は九回におよび、明治二十七（一八九四）年には那覇で九州沖縄連合共進会が開催されるに至った。共進会などへの参加者はおもに地方役人層すなわち農村の富農層であったが、彼らは全国的交流と近代文明への接触の機会を得て、あらたな指導者層へ成長する。

勸業政策とともに、「言語風俗ヲシテ本州ト同一ナラシムル」（『沖縄県史』一二巻）ための教育施策も積極的に展開された。明治十三年二月、県庁学務課内に標準語通訳養成のための会話伝習所を開設、同年六月には小学校教員養成のための師範学校へ切り替え、翌年には速成科卒業生を送りだした。同時に、旧来の「国学」を引きついで首里中学校と改称し（明治十三年十二月）、三八人の生徒を選抜入学させ、明治十九（一八八六）年には改正中学校令に基づいて沖縄尋常中学校とした。県庁はとくに小学校の開設を重視し、旧来の首里・那覇の平等学校や村学校、地方農村の筆算稽古所な

どを小学校の校合にあて、明治十三（一八八〇）年に県全体で一八校を開設、同十五（一八八二）年には五三校に達した。

開設当時の教員は他府県出身の巡查・看守などからの転職者であった。明治十八（一八八五）年には一〇六人の教職員のうち、沖縄師範学校卒業者二〇人に対して、他府県の師範学校卒業者は二六人であったが、一八八〇年代末には後者が増加して全教員の四割に達し、主要な部署に配置されて沖縄教育界の主導権をにぎることになる。

他方、教育行政担当者として各地方役所の学務委員の下に各間切の学務委員がおかれた。間切の学務委員は地方役人が兼務し、小学校の設立・新築や生徒の就学に関する事項を担当した。置県当初、新設学校への入学希望者はなく、各村に割りあてて強制的に就学させる状態であった。県当局はまず地方役人層を説得の対象として、「汝等先ツ子弟ヲ就学セシメヨ」と要求した（「上杉県令巡回日誌」）。他方では、学用品・手当の支給、夫役・公費の免除、役人資格の特典をあたえて地方役人の子弟を引きよせる方法を併用した。

一八八〇年代後半には地方役人層や屋取の下級士族層が積極的就学の方向へ転じ、首里・那覇でも寄留商人や士族層のなかから就学希望者が増加しはじめた。しかし、就学率は就学適齢人口の一〇%にも達せず、一八九〇年代にはいってようやく一〇～二〇%台に達した。その背景には、勸業・教育政策によって地方役人層や士族の一部が世替わりをうけ入れたこと、世代交代が進んだことなどの事情があった。

明治十五（一八八二）年東京へ派遣された県費留学生たちが一八九〇年代に帰郷し、新世代のリーダーとして社会的活動を開始した。留学生のうち、東京帝大を卒業した謝花昇は明治二十四（一八九一）年に帰郷して沖縄県庁技師に採用され、沖縄初の農学士として沖縄人社会の希望の星となった。慶応義塾を卒業した岸本賀昌も沖縄県属となった。慶応義塾で新知識を吸収した首里士族の大田朝敷や高嶺朝教も、尚順（尚泰の四男）らの後援を得て明治二十六（一八九三）年に沖縄初の新聞『琉球新報』を創刊、文明化・近代化のためのヤマト化を模索しはじめた。

⑤旧慣の弊害と一般農民層の動向●

県内人口の八割以上を占める一般農民層は置県後も四半世紀のあいだ、旧慣のもとで置県前と同様に茅葺きの掘立小屋に住み、粗末な芭蕉布をまとい、甘藷とソテツを食べ、納税のための労働に明けくれた。勸業政策の恩恵は一般農民層へはほとんどおよばず、生活環境にめだつた変化はなかったからである。

砂糖生産地域（沖縄本島の大部分）の農民は、貢糖・買上糖制度によって貢租（米）の一部を九七万斤の砂糖（貢糖）で代納するほか、一七〇余万斤の砂糖（買上糖）を市場相場とかかわりなく強制的に政府＝県当局に買ったたかれ、貢租（雑穀）の一定額と相殺された。しかも貢糖・買上糖の代金納は許されず、完納後の手持ちの砂糖も寄留商人に買ったたかれた。両先島では耕作地の多少にかかわらず一五歳から五〇歳までの男女（正頭（しょうず））に課税する人頭税制が温存され、宮古島の農民は主として粟と反布（たんぷ）で、八重山諸島の農民は主として米と反布で納入することを義務づけられていた。

沖縄島とその周辺では、納税責任は最終的には個人ではなくて村落共同体（村）にあり、滞納者の負担額も村全体の連帯責任で納入することになっていた。滞納者の増加に伴い納税のための共同負債が累積せざるをえなかった。他方、地方役人などが徴収した租税を私的に流用する状況も各地に現出した。

旧慣税制の弊害は、土地制度に照応していた。共同体の構成員（地人）の耕作地（百姓地）は私有地ではなく官有地であって、各戸の家族数や貧富などを基準に区画して割りあて、一定期間ごとに割にかえる地割制度の適用をうけた。地割制度の本来の目的は農民層内部の階層分解を阻止し、定期的に貢租負担の再配分・平均化をはかることにあったが、置県以後は地方役人などの有力者に有利に割にかえられる傾向が顕著となった。

地方役人は貢租・公費減免などの特権を認められたほか、租税徴収にあたっては村内の農民（地人）から規定額以上に徴収して自分の収得とし、あるいは付届けと称して物品を要求したり、私用のために村内の労働力を無償調達した。旧慣温存方針のもとで多数の地方役人が旧来どおり存置されたことも、一般農民に「過分の負担」を強いる一要因となっていた（『沖縄県史』二巻）。

しかし、世替わりのなかで、一八八〇年代の前半ごろから、農村社会でも変化がおこりはじめた。その背景には、世替わりによって士族層や地方役人層の権威がゆらいだこと、外来者が流入して農村の実情を目撃し、旧慣の弊害を告発するようになったことなどの事情があった。外来者との接触をつうじて、旧慣の弊害に気付いた民衆は旧慣改革を要求しはじめた。地方役人層の不正行為を告発し糾弾する事件が沖縄島や周辺離島の各地で頻発した。

人頭税制の弊害が顕著であった宮古島でも、一八九〇年代前半には役人を含む士族層と平民（一般農民）の対立が顕在化し、組織的な人頭税廃止運動へ発展した。明治二十七（一八九四）年、宮古島の農民たちは平良真牛・西脇蒲の二人を代表に選出して東京へ派遣し、明治政府と帝国議会（国会）へ旧慣（人頭税など）の廃止請願書を提出した。宮古島に寄留していた新潟県出身の中村十作と那覇出身の城間正安が農民運動に協力し、国会請願運動を援助した。

東京の諸新聞は農民代表の動向に注目して好意的に報道した。明治政府や帝国議会も一定の反応を示し旧慣調査のため内務省書記官の一木喜徳郎を沖縄県へ派遣した。続いて人心の動向調査のため関係官僚があいついで来県した。日清戦争前後のことである。

出典：

沖縄県の歴史。山川出版社。2010年11月15日第2版第1刷発行。

この章は西里喜行担当。沖縄大学教授、琉球大学名誉教授。

参考：

- ・ [琉球人名事典](#)
- ・ 間切 現代の村のこと。現代の字（あざ）を当時は村（むら）と称した。
- ・ 間切行政 百姓の最高責任者が地頭代、その下に捌理役（さばくい）。これらを中央から派遣された士分の下知役が監督した。
- ・ 久米村 明代に閩（みん）からの帰化人が住みつき、みな士族。中国語を常用し要職にもつく。